

滞納を抱える自立相談対象者に関する新たな取組について

1 新たな取組

(1) 庁内研修の実施

公債権、私債権を所管する各課の担当職員向けに生活困窮者自立支援についての研修を実施した。

日 時：平成29年5月30日（火）

参加者：43名

参加者所属課：9部13課

(2) 総合相談窓口の周知・啓発

納期限を過ぎても未納である方に送付する支払い請求書（以下「催告書」という。）に総合相談窓口のチラシを同封し、周知・啓発を図った。また、国民健康保険料滞納者の催告書にもチラシを同封し送付する予定。

| 種類 | 発送日 | 対象者数 |
|---------|------------------|--------|
| 市税 | 平成29年12月1日 | 1,739人 |
| 国民健康保険料 | 平成30年2月、3月（2回予定） | 約300人 |

(3) 支援調整会議の検討

総務部債権管理課、市民生活部保険課、福祉部地域福祉課、芦屋市社会福祉協議会、の4者で、自立相談対象者のうち、支払い意思のある公租公課の滞納者のケースを中心に、支援の方法や課題の共有を図った。

2 庁内研修の実施

(1) 成果

総務部債権管理課の働きかけにより、庁内9部13課から担当職員が参加した。多くの部、課の職員が参加することで、滞納相談を入り口とした総合相談窓口へつながることが期待できる。

（参加部・課）総務部用地管財課、総務部債権管理課、市民生活部保険課、福祉部地域福祉課、福祉部生活援護課、福祉部障害福祉課、こども・健康部子育て推進課、都市建設部住宅課、上下水道部下水道課、上下水道部水道業務課、芦屋病院医事課、学校教育部学校教育課、社会教育部青少年育成課

(2) 今後の取組

引き続き多くの課に生活困窮者自立支援の取組、総合相談窓口の役割を周知する。

3 総合相談窓口の周知・啓発

(1) 成果

催告書に同封したチラシを見た方からの問い合わせは、債権管理課3件、社会福祉協議会1件であり、うち1件は総合相談窓口につながった。

(2) 今後の取組

催告書へのチラシ同封だけでなく、生活関連の滞納債権となりうる、介護保険料、市営住宅の家賃、水道料金など幅広い周知・啓発につとめる。

4 支援調整会議の検討

(1) 現状

滞納を抱える自立相談対象者に対して、それぞれの窓口で聞き取りを行った際に、よくある課題として以下の問題を抱えている。

ア 自立相談支援機関

- ・対象者に、滞納の有無を聞き取りするも、滞納総額を把握していないため、必要な支出が分からず収支内訳表の作成ができない。
- ・複数の課に滞納がある対象者の場合、対象者と各課との分納相談により分納額を決定したとしても、分納額を合計すると実際には支払うことができない額となっている。

イ 滞納所管課

- ・対象者が少額分納を要望したとしても、対象者が作成する収支内訳表に信憑性がないため、少額分納に応じることができない。
- ・対象者に資産がある場合、生活のためにやむを得ず残している資産かどうか判断できないため、差し押さえの対象となる。

(2) 支援調整会議までの流れ

| | 項目 | 内容 |
|---|--------------|--|
| ① | 滞納有無の聞き取り | 対象者に滞納があるかの聞きとり |
| ② | 滞納状況確認のための同意 | 本人の滞納総額の確認をするための同意書へのサイン |
| ③ | 同意書に基づき確認 | 同意書に基づき、自立相談支援機関が対象者の滞納状況を確認し、滞納総額を把握する |
| ④ | 収支内訳表の作成 | プラン作成のための収支内訳表を作成する |
| ⑤ | 支援調整会議 | 本人の滞納総額、収支の内訳表、自立相談支援機関の聞き取りを基に、実際に支払いができる額を検討する支援調整会議 |

(3) 想定するメリット

| 項目 | 対象者 | 自立相談支援機関 | 滞納所管課 |
|--------------------|-------------------------------|--|---|
| 滞納状況確認のための同意 | 自分自身が把握できていない滞納総額を把握することができる。 | 対象者が同行しなくても、対象者の滞納状況を確認することができ、次のステップへ進みやすい。 | 対象者が滞納総額を把握することにより納付する意識付けのきっかけとなる。 |
| 収支内訳表の作成と資産利用目的の把握 | 徴収猶予や分割納付の申請の根拠とすることができる。 | 滞納状況を考慮した目標とする収入額の算定ができる。 | 本人の収支状況、資産の用途（目的）を把握でき、分割納付の正当性の確認ができる。 |
| 徴収猶予や分割納付の可否の調整 | 自分自身の収支で支払うことが可能な額で分割納付ができる。 | 対象者が支払いできる範囲での分割納付が可能になることで、支援プランの促進につながる。 | 関係課が集まることで他課の滞納状況を知ることができ、市として債権管理の方向性が統一できる。 |
| 減免制度や控除の申告の助言 | 利用できる制度の助言を受けることできる。 | 自立相談支援機関が把握していない制度を対象者に適用できる。 | 減免・控除（市県民税等）の申告により滞納額の圧縮につながる。 |

(4) ケース検討から見えた課題

ア 他の納税者・納付者との公平性

- ・食費や通信費など支出を減らし、自身の収支の中でやりくりしている納税者・納付者との公平性

イ 資産の有無の把握

- ・滞納所管課は滞納者に対する調査の中で資産の有無が把握できるため、本人が自立相談支援機関に資産を隠し相談している場合の対応

ウ 支払い意思

- ・対象者の支払い意思をどのように確認するか

エ 期間

- ・対象者の収支の改善に向けた、徴収猶予や分割納付の期間をどのようにするのか

(5) 今後の取組

ア ケース検討の継続

当面の収入がなく、就労までの間の貸付を希望されるケースなど、相談が多い例を用いたケース検討を行う。

イ 庁内連携の継続

総務部債権管理課や市民生活部保険課以外の滞納所管課との調整を行う。